

生活保護下げ

他制度へ影響回避決定

政府 保育料免除や就学援助

政府は5日、生活保護の基準額引き下げに伴い、保育料の免除や就学援助など他の生活支援制度にできる限り影響を及ぼさないことを基本とする対応方針を決めた。閣議後の閣僚懇談会で田村憲久厚生労働相が協力を求め、了承された。

基準額は8月から3年かけて6・5%減額され

る。経済的に苦しい家庭に給食費や学用品代を補助する就学援助などは基準額が制度適用の目安に使われている。

このため基準額引き下げは低所得者世帯全般の負担増につながると野党や受給者らの支援団体が批判しており、政府は2013年度予算案を早期に成立させるため速やかな対応が必要と判断し

た。

夏に参院選を控えているため、公的支援より自助を優先するイメージが強くなりすぎるのを抑え「弱者に厳しい政党」との批判を封じたい自民党側の事情もあった。

下村博文文部科学相は記者会見で就学援助に関し「自治体にもお願いし、基本的に現状維持で対応する」と述べた。

基準額を目安に決める

住民税の非課税限度額は、13年度は影響がなく、

14年度以降の税制改正

で対応する。児童養護施設や乳児院に運営費として支給される「児童保護

費等負担金」は、13年度は据え置く。地方単独事業は国から自治体に通知

を出して協力を要請する。

一方、日本に永住帰国

した中国残留孤児への給

付金、国立ハンセン病療

養所入所者の家族への生

活介護費などは基準額に

連動させて減額する。